

(仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業について

1 趣旨

(仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（PFI法）」第7条の規定に基づき、特定事業に選定したことから、当該事業の再評価結果及び令和元年12月市議会に提案する予定の事業期間（19年）の債務負担行為について説明しようとするものである。

2 PFI（BTO）方式における事業の再評価結果

(1) PFI導入可能性調査（6,500食/日）（平成28年度）

平成28年度に、市が自ら実施する場合とPFI（BTO）方式により実施する場合の事業評価を行った結果、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、市が自ら実施する場合に比べ、VFMが5.6%、約4億3,900万円（現在価値換算後は、6.5%、約4億7,100万円）を削減できることが確認できたことから、PFI（BTO）方式により事業を行うこととした。

(2) 事業の再評価（8,500食/日）（令和元年度）

盛岡地域の中学校給食の実施方法の見直しに伴い、最大供給食数を6,500食/日から8,500食/日に変更したことから、令和元年8月23日付けで公表した本事業に係る実施方針を基に、市が自ら実施する場合とPFI（BTO）方式により実施する場合の事業再評価を行った結果、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、市が自ら実施する場合に比べ、VFMが6.4%、約6億4,900万円（現在価値換算後は、7.0%、約6億6,600万円）を削減できることが確認できた。

<注釈>

※1 PFI（BTO）方式

民間の資金と経営力・技術力を活用し、PFI法に基づき、公共施設の設計・建設・改修更新や維持管理・運営を一括発注で行う手法。リスク管理の最適化や財政支出の平準化が図られ、公共サービスの水準の向上が期待できる。

PFIのうち、BTO（Build Transfer Operate）は、施設を建設後に事業者から市に所有権を移転した上で運営や維持管理を行う手法である。

※2 VFM（Value For Money）

「支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方の下、民間活力を活用した場合に、従来方式と比較して総事業費として削減できる額や割合

※3 現在価値換算

現在価値換算とは、現在と将来とで異なる貨幣価値を比較可能にするため、割引率を使って、将来に発生する価値を現在の価値に置き換えることである。

事業期間が長期間にわたるPFI事業において、市が自ら実施する場合とPFI (BT0)方式のそれぞれの総事業費を比較する場合は、現在価値換算して比較する必要がある。

3 債務負担行為

今後の事業者の選定に向けた手続を開始するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定に基づく債務負担行為を定める必要がある。債務負担行為の額は、本事業に係るアドバイザー業務委託契約による調査において算出された事業費のうち、市がPFI事業者を支払うサービス対価とするものである。

<債務負担行為の額>

- ・施設整備費 約40億円
 （設計、建築工事、調理設備、配膳校改修、特別目的会社設立等に係る経費）
- ・運営・維持管理費 約58億円
 （調理、配送、保守管理、修繕、備品等更新、光熱水費、特別目的会社運営等に係る経費）

計 約98億円

4 今後のスケジュール

年 月 日	内 容
令和元年12月	12月議会（債務負担行為の設定）
令和2年1月上旬	募集要項の公表
令和2年3月上旬	参加資格審査の受付
令和2年5月下旬	提案書類の受付
令和2年7月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和2年8月上旬	基本協定の締結
令和2年10月上旬	事業仮契約の締結
令和2年12月	12月議会（本契約の締結）
令和3年1月1日～令和5年1月31日	設計・建設期間
令和5年2月1日～令和5年3月31日	開業準備期間
令和5年4月1日～令和20年3月31日	維持管理・運営期間